

特定証券情報

【表紙】	
【公表書類】	特定証券情報
【公表日】	2022年2月18日
【発行者の名称】	ヤンマーホールディングス株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 山岡 健人
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区茶屋町1-32
【電話番号】	06-6376-6215
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 大川 雅也
【有価証券の種類】	社債
【有価証券の発行価額の総額】	5,400百万円
【プログラム情報の内容】	

公表日	2022年1月24日
発行予定期間	2022年2月1日から2023年1月31日まで
発行残高の上限	40,000百万円

【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、ヤンマーホールディングス株式会社第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付・特定投資家限定）を、2022年2月28日にTOKYO PRO-BOND Marketへ上場する予定であります。上場に際しては、「第一部 証券情報 第1 特定投資家向け取得勧誘の要項」に記載の特定投資家向け取得勧誘を行う予定です。また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	https://www.jpx.co.jp/equities/products/tpbm/announcement/index.html
【有価証券報告書の提出状況】	該当事項はありません。
【投資者に対する注意事項】	

- 1 TOKYO PRO-BOND Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場債券は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO-BOND Marketの上場債券の発行者に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。
- 2 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。以下この項において同じ。）は、特定証券情報のうち重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第1項第1号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO-BOND Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO-BOND Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。
- 5 特定証券情報公表日時点では新型コロナウイルス感染拡大の収束時期が不透明であり、今後の感染拡大の状況やその影響の長期化等により、当社の事業活動への制限又は当社顧客の設備投資意欲の減退による需要減少等の影響が発生する場合には、当社の2022年3月期の連結の経営成績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

第一部【証券情報】

第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

1【新規発行社債】

銘柄	ヤンマーホールディングス株式会社第3回無担保社債 (社債間限定同順位特約付・特定投資家限定)
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	金5,400百万円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	金5,400百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.480%
利払日	毎年2月21日及び8月21日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から2027年2月19日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、2022年8月21日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月及び8月の各21日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記「(注)13. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2027年2月19日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、償還期日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記「(注)13. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
特定投資家向け取得勧誘の方法	特定投資家私募
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2022年2月18日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2022年2月25日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	当社は、当社が国内で既に発行した、又は当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。
財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。
格付に関する情報	別記「（注） 1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付」記載のとおり。

（注）

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）からBBB+の信用格付を2022年2月18日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」 (<https://www.jcr.co.jp/release/>) に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号 03-3544-7013

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

なお、財務代理人を変更する場合、当社は事前にその旨を本（注）9に定める方法により本社債権者に通知する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済を

することができないとき。

- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

6. 届出の免除等

- (1) 本社債に係る特定投資家向け取得勧誘（法第4条第3項第1号に定める特定投資家向け取得勧誘をいう。）に関し法第4条第1項から第3項までの規定による届出は行われていない。
- (2) 本社債は特定投資家向け有価証券（法第4条第3項に定める特定投資家向け有価証券をいう。以下同じ。）に該当する。
- (3) 本社債を取得しようとする者が本（注）7に規定する事項を遵守することに同意することが本社債の取得の条件となっている。
- (4) 本社債に係る有価証券交付勧誘等（法第4条第2項に定める有価証券交付勧誘等をいう。以下同じ。）について、法第4条第3項、第5項及び第6項の適用がある。
- (5) 本社債に係る特定証券等情報（法第27条の33に定める特定証券等情報をいう。以下同じ。）は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第210条に基づきTOKYO PRO-BOND Marketにより管理されるウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/equities/products/tpbm/announcement/index.html> 又はその機能を承継したウェブサイト）への掲載を継続して行う方法により公表されている。
- (6) 本社債の所有者に対し、法第27条の32の規定により発行者等情報（法第27条の34に定める発行者等情報をいう。以下同じ。）の提供又は公表が行われる。

7. 転売制限

本社債は、特定投資家等以外の者に譲渡することはできないものとする。ただし、①当社もしくは当社の特定役員（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第11条の2第2項第2号ハに定める特定役員をいう。）もしくはその被支配法人等（同条第4項に定める被支配法人等をいう。ただし、当社を除く。）に対して譲渡する場合、又は②当社の総株主等の議決権（法第29条の4第2項に規定する総株主等の議決権をいう。）の100分の50を超える議決権に係る株式もしくは出資を自己もしくは他人の名義をもって所有する会社に対して譲渡する場合には、本社債を特定投資家等以外の者に譲渡することができる。

8. 告知義務

本社債を法第23条の13第3項に規定する特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等により譲渡する場合には、下記の事項について、予め又は同時にその勧誘対象者に対し告知するものとする。

- ① 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に関し、法第4条第1項から第3項までの規定による届出が行われていないこと。
- ② 本社債が特定投資家向け有価証券に該当し、又は該当することとなること。
- ③ 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等が、特定投資家向け取得勧誘の場合は当社と本社債の取得勧誘に応じて本社債を取得しようとする者（以下「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、特定投資家向け売付け勧誘等の場合は、本社債の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に応じて本社債の買付けを行おうとする者との間において、本（注）7に規定する事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として行われること。
- ④ 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第4条第3項、第5項及び第6項の適用があること。
- ⑤ 本社債に係る特定証券等情報及び発行者等情報は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第210条及び第217条に基づきTOKYO PRO-BOND Marketにより管理されるウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/equities/products/tpbm/announcement/index.html> 又はその機能を承継したウェブサイト）への掲載を継続して行う方法により公表されていること。
- ⑥ 本社債の所有者に対し、法第27条の32の規定により発行者等情報の提供又は公表が行われること。

9. 公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）によりこれを行う。

10. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

11. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた前（1）の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとし、本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）を有するすべての社債権者に対しその効力を有する。

12. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本種類の社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）9に定める方法により公告するものとする。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面（ただし、社債等振替法第67条第2項に基づき本社債の社債券が発行されている場合は当該社債券。）を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

13. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,200	1. 本社債の全額につき、連帯して買取引受けを行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,200	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	1,000	
計	—	5,400	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
5,400	32	5,368

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額5,368百万円は、全額を長期借入金の返済資金に2022年3月迄に充当する予定であります。

第2 【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

該当事項はありません

第3 【その他の記載事項】

TOKYO PRO-BOND Marketへの上場について

本社債は、みずほ証券株式会社、野村証券株式会社及びゴールドマン・サックス証券株式会社を主幹事証券会社として、TOKYO PRO-BOND Marketへ上場する予定であります。

第二部 【企業情報】

当社のプログラム情報 (1) (2022年1月24日公表) の第二部をご参照ください。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

2021年3月31日現在

有価証券の名称等	発行済株式総数又は残額	概要
普通株式	20,630,200株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式
A種類株式	21,065,800株	無議決権株式であり、優先的配当を受ける権利を有する株式(注)

(注) A種類株式の内容は次の通りであります。

(1) 優先配当

- ① 剰余金の配当を行うときは、当該配当にかかる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種類株式を有する株主（以下「A種類株主」という。）又はA種類株式の登録株式質権者（以下「A種類株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株式質権者」という。）に先立ち、A種類株式1株当たり金1円の配当（以下「本優先配当金」という。）をする。
- ② ある事業年度において、A種類株主又はA種類株式質権者に対して配当するA種類株式1株当たりの剰余金の配当（以下に定める未払累積配当金の配当を除く。）の合計額が、A種優先株式1株につき当該事業年度に係る本優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額のうち未払いの金額（以下「未払累積配当金」という。）について、本優先配当金及び普通株主又は普通株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、未払累積配当金の額に達するまで、A種類株主又はA種類株式質権者に対して剰余金の配当をする。
- ③ A種類株主又はA種類株式質権者に対して未払累積配当金及び本優先配当金を支払った後、さらに剰余金の配当をするときは、A種類株主又はA種類株式質権者に対して、A種類株式1株当たり、普通株主又は普通株式質権者に対して支払われる普通株式1株当たりの剰余金の配当額と同額の剰余金の配当をする。

(2) 議決権

A種類株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(3) 種類株主総会の決議事項

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

第四部【発行者の保証会社の情報】

該当事項はありません。

第五部【連結計算書類】

当社のプログラム情報（2）（2022年1月24日公表）をご参照ください。

第六部【四半期決算情報】

当社のプログラム情報（3）（2022年1月24日公表）をご参照ください。